令和８年度　第２回薬学部作業環境測定業務委託　仕様書

１　業務場所は和歌山県立医科大学薬学部とする。（和歌山市七番丁２５番１）

２　測定場所の面積等及び測定対象物質については下記のとおりとする。
ただし、測定は実際のサンプリング時に使用した物質のみを対象とする。

測定場所	実験室 1102	実験室 1103	実験室 502
面積(㎡)	142.488	142.488	142.488
高さ(m)	2.750	2.750	3.000
有機溶剤中毒予防規則対象物質	エチルエーテル	エチルエーテル	エチルエーテル
	酢酸エチル	酢酸エチル	酢酸エチル
	ノルマルヘキサン	ノルマルヘキサン	ノルマルヘキサン
	メタノール	メタノール	メタノール
特定化学物質障害予防規則対象物質	クロロホルム	クロロホルム	クロロホルム
排気設備	あり（ドラフト）	あり（ドラフト）	あり（ドラフト）

３　作業環境測定は作業環境測定基準（昭和 51 年 4 月 22 日労働省告示第 46 号）に従い実施すること。
採取方法および分析方法は以下のとおり。

測定対象物質	試料採取方法	分析方法
エチルエーテル、 ノルマルヘキサン	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
酢酸エチル、 メタノール、 クロロホルム	液体捕集方法､固体捕集方法又は直接捕集方法	・液体捕集方法にあっては、吸光光度分析方法 ・固体捕集方法又は直接捕集方法にあっては、ガスクロマトグラフ分析方法

エチルエーテル、ノルマルヘキサン、酢酸エチル、クロロホルムの 4 物質においては、作業環境測定基準第 13 条第 2 項に規定されているとおり、検知管方式による測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法によることができる。ただし、当該物質以外の物が測定値に影響を及ぼすおそれのあるときは、この限りでない。

4　各実験室における測定点は原則、A 測定 5 点、B 測定 1 点の合計 6 点とする。

5　作業環境測定実施日以後、1 か月以内に作業環境測定結果報告書及び作業環境測定記録表を提出すること。

6　試料採取実施日時は事前に打合せを行うこと。なお、試料の採取は令和 8 年 12 月 23 日までに実施すること。

7　本業務の再委託をすることはできない。

8　仕様書に定めのない事項については、協議の上、決定するものとする。

以上